

岩手県監査委員告示第28号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第33号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年5月14日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 大船渡地方振興局土木部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年6月23日から同月25日まで

イ 本監査実施日 平成21年7月30日

（3） 監査結果の公表の日 平成21年9月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
業務委託契約における契約保証金の徴収に当たり、契約締結日から相当期間経過してから納付させているものが1件、1,417,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	契約保証金現金納付チェック表を作成し、今後は複数のチェックにより、適正な執行に努める。

2（1） 監査対象機関名 釜石地方振興局土木部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年6月16日及び同月17日

イ 本監査実施日 平成21年7月31日

（3） 監査結果の公表の日 平成21年9月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営住宅の家賃及び駐車場利用料の収納に当たり、過年度に過誤納された家賃等を還付していないものが33件、196,844円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	還付未済金については、平成22年3月15日までに32件、196,843円を還付又は未納家賃等に充当した。 なお、1件1円については、県営住宅管理システムへの誤入力が確認されたことから修正登録を行った。 今後は、還付対象者一覧表の確認を確実に行うことにより、再発防止に努める。
道路占用料の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものが4件、20,693,283円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	平成20年度に登録データの一斉確認を行った道路占用管理事務システムにより調定額を確認し、速やかに調定を行い、再発防止に努める。